

# 学校法人 高田学苑 理事・監事名簿

(令和5年5月30日現在)

No.	区分	氏名	寄附行為 選任条項	外部理事 該当の有無
1	理事長	梅林 久高	第11条第1項第2号 学苑長	
2	理事	増田 修一	第11条第1項第1号 真宗高田派宗務総長	○
3	理事	清水谷 正尊	第11条第1項第2号 高田短期大学長	
4	理事	鷺尾 尚史	第11条第1項第2号 高田高等学校長及び高田中学校長	
5	理事	井村 正勝	第11条第1項第3号 評議員のうちから評議員会において選任された者	○
6	理事	岩崎 克彦	第11条第1項第3号 評議員のうちから評議員会において選任された者	○
7	理事	松田 英明	第11条第1項第3号 評議員のうちから評議員会において選任された者	○
8	理事	永井 玲子	第11条第1項第3号 評議員のうちから評議員会において選任された者	○
9	理事	志田 行弘	第11条第1項第3号 評議員のうちから評議員会において選任された者	○
1	監事	下津 和文	第12条第1項	
2	監事	山中 利之	第12条第1項	

## 【 寄附行為 第6条第1項 】

この法人に、次の定数の役員を置く。

第1号 理事 10名

第2号 監事 2名

## 【 寄附行為 第11条第1項 】

理事は、次の各号に掲げる者とする。

第1号 真宗高田派宗務総長（以下「宗務総長」という。）

第2号 学苑長、高田短期大学長、高田高等学校長及び高田中学校長 4名

第3号 評議員のうちから評議員会において選任された者 5名

## 【 寄附行為 第11条第2項 】

前項第2号に兼務する者がある場合は、兼務した数を第6条第1号の理事の定数より減ずるものとする。

## 【 寄附行為 第12条第1項 】

監事は、この法人の理事及び評議員又は職員（校長（学長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）以外の者で、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任する。